

令和3年第1回砂川市議会定例会
第2予算審査特別委員会

令和3年3月15日（月曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について

議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について

議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について

議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算

議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算

議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算

議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算

議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算

議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算

散会宣告

○出席委員（11名）

委員長 小黒 弘 君

委員 多比良 和 伸 君

高田 浩子 君

飯澤 明彦 君

北谷 文夫 君

副委員長 中道 博武 君

委員 佐々木 政幸 君

増山 裕司 君

増井 浩一 君

沢田 広志 君

辻 勲 君

(議長 水 島 美喜子)

○欠席委員 (0名)

○ 第2予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長	善 岡 雅 文
教 育 長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	栗 井 久 司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長	湯 浅 克 己
総 務 部 長 兼 会 計 管 理 者	熊 崎 一 弘
総 務 課 長	東 正 人
総 務 課 副 審 議 監	板 垣 喬 博
市 長 公 室 課 長	安 原 雄 二
政 策 調 整 課 長	井 上 守 久
政 策 調 整 課 副 審 議 監	玉 川 晴 久
庁 舎 建 設 推 進 課 長	畠 山 秀 樹
庁 舎 建 設 推 進 課 副 審 議 監	徳 永 敏 宏
開 発 推 進 課 長	金 泉 敏 博
市 民 部 長	峯 田 和 興
市 民 生 活 課 長	伊 藤 修 一
税 務 課 長	堀 田 一 茂
保 健 福 祉 部 長	中 村 一 久
社 会 福 祉 課 長 兼 子 ども 通 園 セ ン タ ー 所 長	安 田 貢
介 護 福 祉 課 長 兼 ふ れ あ い セ ン タ ー 所 長	佐 藤 哲 朗
経 済 部 長	福 士 勇 治
商 工 労 働 観 光 課 長	為 国 修 一
農 政 課 長	野 田 勉 史
建 設 部 長	近 藤 恭 史
建 設 部 技 監 兼 土 木 課 長	小 林 哲 也

土 木 課 副 審 議 監	岩 崎 賢 一
建 築 住 宅 課 長	齊 藤 隆 史
建 築 住 宅 課 副 審 議 監	洪 谷 正 人
病 院 事 務 局 長	朝 日 紀 博
病 院 事 務 局 次 長	山 田 基
病 院 事 務 局 審 議 監	洪 谷 和 彦
兼 経 営 企 画 課 長	為 国 泰 朗
管 理 課 長	大 内 文 雄
管 理 課 技 術 長	倉 島 久 徳
医 事 課 長	山 川 和 弘
地 域 医 療 連 携 課 長	森 田 康 晴
研 修 管 理 室 副 審 議 監	細 川 仁
附 属 看 護 専 門 学 校 副 審 議 監	

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教 育 次 長	河 原 希 之
学 務 課 長	是 枝 貴 裕
学 務 課 指 導 主 事	松 田 安 弘
社 会 教 育 課 長	安 武 浩 美
兼 公 民 館 長	
兼 図 書 館 長	
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
学 校 給 食 セ ン タ ー 所 長	今 崎 大 三

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	熊 崎 一 弘
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	東 正 人

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 士 勇 治
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	野 田 勉

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	和 泉 肇
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	齊 藤 亜 希 子

開会 午後 2時46分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから第2予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

第2予算審査特別委員長には小黒弘委員、同副委員長には中道博武委員を指名いたします。

休憩 午後 2時46分

〔委員長 小黒 弘君 着席〕

再開 午後 2時48分

◎開議宣告

○委員長 小黒 弘君 直ちに議事に入ります。

○委員長 小黒 弘君 本委員会に付託されました議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定について、議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定について、議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議案第7号 令和3年度砂川市一般会計予算、議案第8号 令和3年度砂川市国民健康保険特別会計予算、議案第9号 令和3年度砂川市介護保険特別会計予算、議案第10号 令和3年度砂川市後期高齢者医療特別会計予算、議案第11号 令和3年度砂川市下水道事業会計予算、議案第12号 令和3年度砂川市病院事業会計予算の18件を一括議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、まず予算先議議案の審査を行い、次に一般会計を行うこととし、歳出を款、項ごとに、続いて債務負担行為、地方債、歳入の順で行い、次に特別会計の歳入歳出、事業会計の収入支出を一括審査する方法を進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

初めに、議案第15号 砂川市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第15号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 議案第16号 砂川市指導主事の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということで、説明では市の職員として任用される前の職務を勘案しとあるのですが、それは具体的にどういう感じで勘案されるのかを教えてください。

○委員長 小黒 弘君 総務課長。

○総務課長 東 正人君 この条例自体は、平成30年4月に制定したもので、今の指導主事として任用されている方につきましては管理職経験のある教頭職を経験されている方を任用しております。これについては、市でいいますと6級ということでございますけれども、今後教育委員会で校長職の経験をされた方を任用する予定ということでございますので、今回6級のほかに7級までということで考えております。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 全然反対するとか、そういうことではなくて、有能とかこれまでの実績等々も含めて優秀な方がなっていただくというのは非常にいいことだと思うのですけれ

ども、これまで砂川市の考え方だと意外と中途採用というか、専門職かもしれないのですけれども、ほかにも専門職はたくさん市の外郭団体も含めていろいろな部分でいろいろなポジションもあると思うのですけれども、過去のその方の実績だったりとか、経験だったりだとかというのはあまり考慮されてきていないのではないかと思います。具体的に言うと、例えば観光協会の事務局長だったりとか、地域交流センターゆうの職員だったりだとか、もともと民間のところであったり、公務員であったり、いろいろなところでいろいろな経験を積まれてすばらしい能力を持ってそういうところに入られるというのですけれども、なかなか人件費に反映されてきていないというのが今の現状かと思うのですけれども、この考え方というのはこの教育主事のためだけにあるものなのか、砂川市全体としてこういう考え方を今後は持っていくのかというのを教えていただきたいと。

○委員長 小黒 弘君 総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 今回の条例につきましては、あくまでも砂川市の職員として教育部門の経験のある方を採用するに当たって、従前教頭職以前の職員が来たり、教頭職の方が来たりというのがあるのですけれども、また幅広く校長クラスの方も来て指導主事として学校教育の部分を指導する部分も可能性があるということで今回改正したものでございまして、外郭団体というのはいちではないのですけれども、民間でつくっている関係する団体の職員についてはそれぞれの団体と所管する課なりの協議の中で決めることであって、あくまでも市の職員と同じにしましょうだとか、そういうことは決まっておきませんので、そこは切り離して考えていただきたいと思っているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 あまり脱線するとあれなのですけれども、観光協会であれ、地域交流センターであれ、人件費として支出しているのは砂川市ということにはなるのだろうと思うのですけれども、どちらからも要望した結果、前例がないという話で予算化されなかったというような話を聞いておりますので、市の職員だから市がその場で中で決める、人件費の金額まで中で決めさせてくれるのだったらいいのですけれども、結局はそこで人件費としてこういう人が来たので、こういう給料にしたいのだけれどもと言ったら、それは市から断られる、それだと整合性としてはいかなものかという感じはいたします。出どころは一緒だと思うのです。砂川市が人件費の分を出しているという現実是不変であるということだと思っておりますので、もちろん人件費や制度、それを外側が決めるということであれば、その外の団体が決めた金額を市が何も言わず出すのであれば、それはそれでいいのですけれども、現状そうはなっていないということですので、違和感があるなと思って質問させていただいたのですけれども、その辺りについていかがですか。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員、この質疑は少し膨らんでいるので、これ1回にしてください。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 給料を上げたいから、上げてもらおうとしたけれども、駄目だったということの結果だけを捉まえて、市から金が出ているのだから、同じにしてくれよということにはならないということは理解されていると思うのですけれども、それぞれの団体でそれぞれに必要な部分としていろいろ協議をしながら給料金額は決まっていると思います。ただ単純にこの子の給料を上げたいから上げさせてくれよという部分については、理由なく上げることはできませんので、それはどこも一緒だと思います。ただ、市の職員ではないので、市の決まっている給与のものを使うことにはなりませんので、そこはそれぞれの職種、仕事の内容を含めて検討しながら、当初決めた金額から今はどうなのだというのは毎回毎回話し合いができることですが、長の人が、トップの人なり理事長なりがこの子たちに上げたいから上げさせてくれよという単純な話ではないということをご理解いただきたいですし、それぞれの経過をもって金額の部分を含めて検討しておりますので、一概に駄目ですよと言っているわけではなくて、それぞれ理由があってそれぞれの所管の検討の中で決めているということだけはまずご理解をいただきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第16号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第17号 砂川市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第17号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

高田浩子委員。

○高田浩子委員 それでは、先ほども議場で質問をさせていただいたのですけれども、議場での質疑は3回ということで議場の中で答えていただいたことから聞いていきたいと思っているのですが、ほかとは少し違うことをしているということで違う内容について部長から答えてもらったのですけれども、そういう中に例えば山登りとかリンゴ狩りとかサクラランボ狩りとか、スキーとかスケートとか、そういうお金のかかるようなことで違うことをしているというようなことはあるのでしょうか。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 安田 貢君 学童保育で行っている事業内容が他自治体と異なっている点ということに関して、行事を行っているのは例えば年度末や節目のところで運動会的なものでしたり、年度終わりですので、それをみんなで祝うというような行事を行っておりますが、そこに一定以上の経費がかかっているかといえば、そうではないところでございますが、ここでご答弁申し上げたいのは当市における学童保育の事業内容としまして、他の自治体の多くが児童館スタイルで行っているのに対して、当市には児童館がございませんので、平成16年度以来市内で当時は1か所、そして空知太は当初から委託を希望されましたので、合わせて2か所という形で行ってきておりますけれども、平成16年度当時から指導員がまさに保護者の方に代わって保育に欠けるお子さんに対して生活指導はもちろんのこと、放課後の時間を有意義に楽しく生活習慣を身につけることを含めて保育を行ってきていると。児童館スタイルで行っている自治体においては、お聞きした町では例えばお子さんがおよそ300人に対して任用している職員の方はおよそ30人、言わばお子さん10人に1人と。当市で申しますと、今の現状からいけば通年保育でご利用いただいているケースが市内直営3か所では約60人から70人というところですが、任用している令和2年度の職員は13人ということで、言わばお子さん5人に1人というような体制で手厚い学童保育事業を行っているものと考えてございます。

○委員長 小黒 弘君 高田委員。

○高田浩子委員 行事については、先ほどからも答えていただいたようにさほど支出する内容ではないと思います。そして、山登りやリンゴ狩りやサクラランボ狩り等をやっている園でも9,000円取っていないのです。そういう現状もあるのです。それに先ほど児童館等を利用してとありましたけれども、滝川市等は児童館等を利用しているようだけれども、そうすると児童館の使用料というのが発生するのです。使用料という部分もありました。それから、私も子供たちをいろいろな自治体に学童で預けたこともありますし、実際に指導員としてやったこともありますけれども、学童の中で何が違うかといったら、先

ほどもおっしゃったように内容的にはそれほど大きな違いをつけることができない分野なのです。保育園とかですと、例えば英語教員を呼んでいます、それから体育教員を呼んでいます、こういうことをやっています、ああいうことをやっています、たくさんいろいろ変化をつけられるかと思うのですけれども、学童については勉強も基本的にはあまり教えるにはいけないというような内容でありあまり差をつけにくい、そういうところで先ほど人数について伝えてもらいましたけれども、人数については少人数の子供をたくさんの方の指導員で見るということはとても重要なことなのです。場所が学校にあるために、砂川の場所は人数に対して箇所が多い事実があります。その点については、ほかの部分でまた聞いていきたいと思っておりますけれども、先ほど議場で1万円から9,000円に変更したのだという話が市長の答弁の中にありました。それで、その後金額について検討したのですか、そしてこの条例に当たって検討されたのでしょうか、その点について聞きます。

○委員長 小黒 弘君 ごめんなさい。今回の条例改正、高田委員、月額9,000円ということについて一部改正をしているのではないのです。ですから、その部分は、次の機会にさせていただきたいのです。今回は、北光の学童を公設公営にするということについての一部改正なので、少し質疑を整理してもらいながらお願いしたいのですけれども。

高田委員。

○高田浩子委員 それでは、その部分については、また違うところで質問していきたいと思っております。

この条例改正について北光の学童クラブが直営になるということで、まず三、四年かけて取り組んできたというお話でしたけれども、そのこと自体はいいのではないかと思うのですけれども、そういった形で保護者に対する説明会等を12月に行ったというのは先ほどの部長の答弁では代表の方がいらしてみたいな形で受け取ることができたのですけれども、保護者に対する説明についてはどうでしたか。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 安田 貢君 北光学童保育所の保護者の方全員に集まっていたというものは、直接的には今の時点で実施してございません。条例改正の議決をいただいた後には、新年度を迎えるに当たって説明会を開催したいと考えてございますが、昨年12月に行いましたのは保護者の会の代表の方にお会いして、それまでに保護者の会といたしまして令和3年度からの受託は困難という方向性を持たれておりましたので、それを改めて確認させていただき、については直営化によって継続を図ってまいりたい、そのことに伴いまして変更点としては保育料等、また場所については変わらずという形で実施してまいりたいということを代表の方に申し上げた次第でございます。

○委員長 小黒 弘君 高田委員。

○高田浩子委員 条例が決まってからでは、ここにも書いてあるように月額9,000円とする、もう決まってしまっているのです。保護者の方が説明を受けたときには、もう9,

000円なのだと。実際に保護者の方はということで聞いたところによりますと、市内で公立のほうが9,000円で行っているから仕方ないのかなと、本当に仕方ないということなのです。仕方ないでは、済まないのではないかと。条例改正に当たっては保護者に対する説明、金額についてもここに条例改正するに当たって先ほど議場での説明にもありましたけれども、6,000円から9,000円に変わると、そして保育料日額についても600円から700円に変わると、それは大きなことなのです。周辺の自治体も3,000円、この近辺では3,000円ぐらいが平均です。でしたら、砂川市の収入の方はその3倍なのですかという感じになると思うのです。保護者への説明は非常に大事ではないかと思うのですけれども、その説明を後回しにしてしまった経緯について伺います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 安田 貢君 昨年12月に保護者の会の代表の方とお会いして、そこで変更点について申し上げ、ご理解をいただいているところでございますが、保護者の会としましてはそれまでの過程の中で学童保育が継続されていく、そのためには直営になっていく、直営になるということは今の直営の3か所と同等の言わば利用という条件になってくるといことは、会としまして昨年12月に突然話をお聞きになられたというよりも事前にご了解はいただいていたものと考えていたところでございます。

○委員長 小黒 弘君 高田委員。

○高田浩子委員 保護者の方は諦めなのです。議場でも伝えましたけれども、深川市も今年度から軽減、ひとり親に対しても軽減、そして様々な軽減を行っていて、それで最初の金額自体が3,000円とか4,000円とか、平均で全国的にも4,000円から6,000円なのです。そのことについては、今回北光から3,000円上がるということに対して検討するに当たって、条例を、周辺の自治体の料金等の実態についてはきちんと調べたのですか。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 安田 貢君 学童保育の事務執行を毎年度行うに当たって近隣の自治体におかれてはどういった状況かということについては、例えば平成28年度ではありますけれども、全道的に類似した形で行っておられる自治体の状況などを調査させていただきながら、ほかのまちの状況については把握はしてございます。

○委員長 小黒 弘君 高田委員。

○高田浩子委員 ほかのまちの状態を把握していて、今コロナ禍にあって3,000円の値上げです。そして、兄弟の方もいると聞きました、北光には。その方は6,000円の値上げになってしまうのです。この条例を改正するに当たって最初に検討すべきだし、どうして値上げすることに対して保護者にも条例が決まる前に説明すべきであるし、順序的に間違っているのではないかと思うのです。その点について議場の中でもいろいろ聞いたり伝えたりしてきましたので、市長も今後も検討していくみたいな感じの答弁もありまし

たので、この点については今後も求めていきたいと考えているところであります。

これで終わります。

○委員長 小黒 弘君 答弁はいいのですか。

○高田浩子委員 はい。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔挙手する者あり〕

ただいま挙手をされた方の中で原案に反対の討論を行う方はもう一度挙手をお願いします。

〔挙手する者あり〕

それでは、高田委員、説明員の席でよろしくをお願いします。

○高田浩子委員 それでは、反対の討論を行っていきたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 高田委員、マイクに気をつけてください、聞こえづらいので。

○高田浩子委員 それでは、反対の討論をしていきたいと思います。議案第18号 砂川市学童保育条例の一部改正について反対の討論を行います。

今回の改正により、北光学童保育所の運営が委託から市の直営に切り替わることにより、北光学童保育所の保護者にとって負担金が1人につき3,000円増額になってしまいます。保護者負担9,000円という額は、近隣の市町村と比較しても突出しています。例示すれば、滝川市3,000円、新十津川町1,500円、深川市3,400円プラスおやつ代、旭川市4,000円プラスおやつ代、江別市3,000円、奈井江町1日400円等、砂川市以外の近隣の市町村はほぼ3,000円ぐらいのところが多く、平均しています。そして、ひとり親、生活保護、要保護、無料、半額ほか減額、第2子以降半額、第3子以降無料等様々な減額制度があります。

市の改正案では、市委託の放課後児童クラブが従来の保護者に負担をお願いしていた月額6,000円を市直営と同額の9,000円にするとありますが、保護者にとって1.5倍の負担増、子供2人の家庭は2倍、保護者負担の許容範囲を超えています。そもそも市の委託から直営になり、人件費等の支出が増えるとしても、その負担分を利用する保護者に実質的に求めるのは適当ではありません。今回条例改正に当たり、月額、日額の考えを改め、再度検討し、保護者負担が少なくなるよう改めるべきです。昨年度からコロナ禍にあり、1年以上も生活苦が続いている家庭がたくさんあります。また、北海道は低賃金のため、保護者の収入が少ない家庭がたくさんあります。今まさに保護者の負担軽減に努めるべきではないでしょうか。子育て世帯の負担軽減のためにも利用料について新たに検討するよう、ぜひ賛同いただけないでしょうか。

学童保育所の月額9,000円、日額700円について、直営になり、保護者の負担額増額になることから、反対の討論といたします。

○委員長 小黒 弘君 増井浩一委員。

○増井浩一委員 私は、議案第18号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正案は、これまで公設民営で運営されてきた北光学童保育所について令和3年度より委託が困難な状況になったことから、各小学校区における学童保育所の開設を継続するため、運営方法を市の直営に切り替える内容であります。地域の保護者団体による学童保育所の運営は、地域の皆さんの手で子供たちが健全に育成されるよう支えていただく望ましい方式であり、当該団体のこれまでのご尽力に敬意を表するものでありますが、継続が困難とのことであり、指導員の確保など安定した保育サービスを提供するため直営化としたところであります。保護者の方には、直営化に伴って公設公営のほかの3か所と同額の保育料を負担していただくこととなりますが、この3か所と同様の体制で保育を行うため、公平性からやむを得ないものと考えられ、北光小学校の児童が引き続き安全で安心して放課後等を過ごせる場として学童保育所は必要不可欠であります。

つきましては、今後とも適切に学童保育所が運営されるよう本条例を原案のとおり可決すべきものと考えますので、委員各位のご賛同をよろしく申し上げ、賛成の討論といたします。

○委員長 小黒 弘君 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで討論を終わります。

これより、議案第18号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第19号 砂川市子ども通園センター条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第19号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 砂川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第21号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第24号 砂川市北地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第25号 砂川市東地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第25号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第26号 砂川市南地区コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第26号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第27号 砂川市オートスポーツランドの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第27号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第28号 砂川市老人憩の家の指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第28号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第29号 砂川市北吉野コミュニティセンターの指定管理者の指定についての審査に入ります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

次は、議案第7号の令和3年度砂川市一般会計予算の歳入歳出についての審議に入ります。ですけれども、こちらの審査は明日行います。

◎散会宣告

○委員長 小黒 弘君 本日はこれで散会をいたします。

散会 午後 3時28分